

## 弁護団声明

本日、衆議院厚生労働委員会において「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案」が審理され、全会一致で採択された。4月中にも法律が成立するとも言われている。

昨年1月30日、15歳の時に優生手術を強制されたとして、宮城県在住の60代女性が、全国で初めて、国家賠償法に基づく損害賠償請求訴訟を仙台地裁に提起した。その後、提訴が相次ぎ、現在全国7地裁に20名の原告が提訴している。

放置されてきた優生手術被害の深刻さ、その被害回復の必要性からメディアによる精力的な報道も行われた。

この提訴等の動きを受け、国会内では、与党のWT、超党派の議連で、強制不妊手術被害者の救済が検討され、今回の法律案が作成された。

国会が、提訴という形で示された、多くの強制不妊手術被害者への被害回復を求める声を受け止め、1996年に旧優生保護法が母体保護法に改正されてからもなお23年間も放置されてきた被害に、ようやく向き合ったものと評価できる。

しかし、法律案の中で「国の謝罪」が明記されておらず、スウェーデンを参考にしたとされる「一時金」額が、訴訟での請求額と比べて相当に低額である。また、対象者に「配偶者」や「遺族」が含まれておらず、被害者への通知を定めていないことから、多くの被害者の被害回復がはかられるか疑問がある。さらに、検証について「調査」を行うとするものの、国から独立した十分な検証が行われない可能性があることなどの課題も残されている。

したがって、我々は、今後の審議または国会決議等で、強制不妊手術被害者の声を十分に聴く機会をもうけ、不十分な点をさらに見直すことを求める。

なお、国会が、被害者が高齢であることから、一刻も早く「一時金」の支給をすべきとして、同法律の成立を急いでいることも理解できるが、当弁護団は、本年5月28日の仙台地裁の判決後に、判決内容に基づく法律の成立を求めてきた。判決内容と法律に乖離があれば、他地裁に訴訟係属中の被害者はもちろん、現在各地で相談を継続している多数の被害者も新たに訴訟提起し、裁判所による被害回復を求めざるをえない。

よって、仙台地裁の判決内容によっては、真の被害回復に向け、法律の見直しを求めることをあらかじめ指摘しておく。

最後に、当弁護団は、優生手術被害者の被害回復に向け、さらに全力を傾けることをここに表明する。

2019年4月10日

全国優生保護法被害弁護団

共同代表 新 里 宏 二  
同 西 村 武 彦